

お得意様各位

コンクリートポンプ車の定期自主検査と整備証明制度について

定期自主検査

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、現在使用されている
全てのコンクリートポンプ車の定期自主検査の確実な実施が要請されました。

- ・年次検査（特定自主検査）・・・・・・・・・・記録を3年間保管
- ・月例検査・・・・・・・・・・同上
- ・作業開始前点検毎日点検・・・・・・・・・・毎日点検
- ・補修など

上記項目が、労働安全衛生法により義務付けられています。

何かと御多用中ではありますが、**労働災害防止のため、定期自主検査の早期実施**をお勧めします。

整備証明制度

前記検査等で不具合が発見された場合は、直ちに補修・整備が必要です。

この度、**確実に整備されたことを証明する整備証明制度**が設立されました。

適切な補修・整備を**認定整備士が行ないます。**

- ・整備完了証明書の発行
- ・整備済証（ステッカー）の貼付により、整備済車である事を証明します

大一・テクノ製コンクリートポンプ車の「整備証明業務実施者」（登録サービス会社）は別冊の名簿を御参照下さい。詳細は、下記営業部又は、サービスセンターにお問合せください。

営業部 058-391-7711（代）
サービスセンター 0586-89-3200（代）